

平成 18 年 5 月 23 日

各 位

エス テー 化学 株式会社  
東京都新宿区下落合 1 - 4 - 1 0  
(コード番号 4 9 5 1 東証第一部)  
代表者 代表執行役社長 鈴木 喬  
問合せ先 財務グループ  
マネージャー 郷原 和哉  
TEL 03(5906)0731

## (訂正) 定款の一部変更に関するお知らせの訂正について

当社は、平成18年4月27日に発表いたしました、「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、その内容の一部を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 訂正箇所および訂正内容（網掛け部分は訂正箇所を示します）。

現 行 定 款	変 更 案
<訂正前>  (新 設)	<b>【单元未満株式についての権利】</b> 第9条 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <b>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</b> <b>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</b> <b>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当を受ける権利</b>
<訂正後>  (新 設)	<b>【单元未満株式についての権利】</b> 第9条 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <b>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</b> <b>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</b> <b>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当を受ける権利</b>



現 行 定 款	変 更 案
<p>&lt;訂正前&gt;</p> <p>【招集者および議長】</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>&lt;訂正後&gt;</p> <p>【招集者および議長】</p> <p>第13条 (新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき執行役社長が招集し、その議長となる。ただし、執行役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の執行役がこれに当たる。</p>	<p>【招集者および議長】</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>【招集者および議長】</p> <p>第15条 株主総会は、取締役会の決議により定める取締役がこれを招集する。</p> <p>2. 前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>3. 株主総会においては、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役社長が議長となる。執行役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の執行役がこれにあたる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>&lt;訂正前&gt;</p> <p>【取締役会の招集】</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>&lt;訂正後&gt;</p> <p>【取締役会の招集】</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2. 第29条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が指名する者は前項の定めに関わらず、取締役会を招集することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>【取締役会の招集】</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>3. 執行役は前2項の定めに関わらず、法令に従い取締役会の招集を請求し、または招集することができる。</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>【取締役会の招集】</p> <p>第24条 (現行第22条第1項のとおり)</p> <p>2. 第31条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が指名する者は前項の定めに関わらず、取締役会を招集することができる。</p> <p>3. 執行役は前2項の定めに関わらず、法令に従い取締役会の招集を請求し、または招集することができる。</p> <p>4. (現行第22条第3項のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>&lt;訂正前&gt;</p> <p>【除斥期間等】</p> <p>第45条 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。未払の利益配当金および中間配当金に対しては利息をつけない。</p> <p>&lt;訂正後&gt;</p> <p>【除斥期間等】</p> <p>第45条 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。未払の利益配当金および中間配当金に対しては利息をつけない。</p> <p>(第1項を右記2つの項に分離する)</p>	<p>【除斥期間等】</p> <p>第50条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2. 未払の配当金に対しては利息をつけない。</p> <p>【除斥期間等】</p> <p>第50条 剰余金の配当は、配当開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその配当の義務を免れるものとする。</p> <p>2. 剰余金の配当には配当開始の日から受領日まで利息をつけない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>&lt;訂正前&gt;</p> <p>【委員会等設置会社移行前の取締役および監査役の責任免除】</p> <p>第46条 (条文省略)</p> <p>&lt;訂正後&gt;</p> <p>【委員会等設置会社移行前の取締役および監査役の責任免除】</p> <p>第46条 当会社は、第57期定時株主総会終結前の商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、第57期定時株主総会終結前の監査役の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</p>	<p>【委員会等設置会社移行前の取締役および監査役の責任免除】</p> <p>第51条 (現行どおり)</p> <p>【委員会設置会社移行前の取締役および監査役の責任免除】</p> <p>第51条 当会社は、平成16年3月決算期に関する定時株主総会終結前の会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の商法(以下「旧商法」という。)第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任について、取締役会の決議により、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当会社は平成16年3月決算期に関する定時株主総会終結前の旧商法に基づく監査役の責任について、取締役会の決議により、法令の限度において免除することができる。</p>

以 上